

審 査 基 準

平成 15 年 9 月 1 日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第21条の5第1項又は第21条の6第1項
処 分 の 概 要：古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定
原権者（委任先）：埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第19条の4（古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 第19条の5 （古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由） 第19条の6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準） 第19条の11（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 第19条の5、第19条の12 （外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：40日間
申 請 先：申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先：申請に係る警察署の生活安全課
備 考：